

第2期盛岡市地域福祉 計画中間年度見直し [概要版]



MORIOKA NO SHAKAI FUKUSHI

もりおかの
社会福祉

盛岡市

- ・第2期計画の基本理念
- ・第2期計画の基本方針，基本目標，計画期間

基本理念(将来像)

「共に支え合い，誰もが安心して暮らせる 地域社会の実現」

障がいがある人もない人も，年齢にかかわらず，人として尊厳をもち，家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会(共生社会)の実現を目指します。

● 基本方針

市は，行政が提供すべき福祉サービスを，安定して供給する役割や「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり，人材育成などに係る役割を担います。また，市民，行政，関係機関，事業者，地縁団体，ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。

これらのことを踏まえて「自助・共助・公助」が相まって，人がつながり，互いに支え合い充実感をもって，いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

● 基本目標

- 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
- 共に支え合うことができる地域環境づくり
- 地域福祉を担うひとづくり

● 第2期計画の期間

平成27年度～令和6年度を計画期間とする
10箇年計画

※令和元年度に見直し



・第2期計画の初年度から5年間の取組

● 第2期計画の初年度から5箇年の取組の成果

福祉に関する支援を多職種が連携することにより包括的に支援する体制が構築されつつあり、モデル地区においては、地域における課題解決力の強化を推進したことにより、地域福祉の人材の発見や新たな交流の場の構築などの取組も進んでいます。

しかしながら、少子高齢の進行等により、福祉ニーズが増加し、また複雑化、多様化あるいは深刻化していることから、分野横断的、包括的な支援が今まで以上に求められています。

■ 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業の取組

複合的な課題を抱える者に対する包括的な支援を行うため、地域の中核となる相談支援包括化推進員を配置して、多職種による包括的な支援体制の充実を図っています。また、地域福祉コーディネーターの配置や困りごとまるごと相談会の開催などにより、相談を受け止める体制の充実を図りました。

■ 生活困窮者支援推進のための「くらしの相談支援室」の開設

市役所内丸分庁舎に「くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた、個別的、包括的、継続的な支援を推進しました。

■ 地域力強化推進事業の取組

住民が身近な圏域において、主体的に地域課題を把握し、地域課題解決の担い手の養成を図るとともに課題解決に向けた取組を行いました。



- ・第2期計画の評価項目での振り返り
- ・直近の法整備等
- ・第2期計画中間年度見直しについて

● 第2期計画の評価項目での振り返り

地域福祉アンケート調査結果では、「福祉サービスの充実について進んだと回答した人の割合」などが前回調査を下回っています。

一方、この5年間では、子ども未来ステーションなど個別分野ごとの相談機関が整備されるとともに、包括的な支援体制が整備され福祉にかかる環境が整備されつつあります。今後は、これらの取組の啓発や周知を更に推進する必要があります。

● 第2期計画策定以降に制定された関係法等

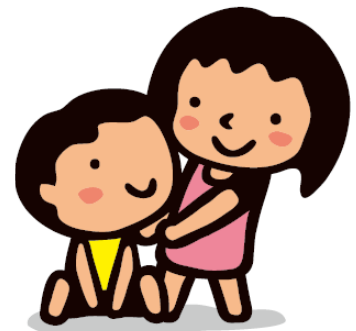
- 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(平成27年)
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年)
- 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年)
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成29年通知)

● 第2期計画策定以降に改正された関係法等

- 自殺対策基本法の一部改正(平成29年)
- 社会福祉法の一部改正(平成29年)
- 児童福祉法の一部改正(令和元年)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正(令和元年)
- 介護保険法の一部改正(平成29年, 令和元年)

● 第2期計画中間年度見直しについて

第2期計画の評価項目での振り返りや関係法等, 特にも「社会福祉法の一部改正」及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成29年通知)」を踏まえ, 第2期計画を見直しました。



・今後、重点的に取り組む必要がある課題等

● 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し取り組んでいく必要があります。

■ 福祉ニーズの拡大と多様化や複雑化への対応

多様化、複雑化した課題等については、分野横断的なケアマネジメントの充実・拡充を図り、相談支援体制を整備していく必要があります。

■ 支え合い体制への懸念

地区福祉推進会は、地域福祉の推進に欠かせないことから、引き続き活動を強化する支援を行っていく必要があります。

■ 日常生活支援の課題

高齢者への日常生活支援が必要との声があり、地域の担い手につながることも含めボランティア活動を推進する必要があります。

■ 災害時の体制整備

情報提供への同意がない人に対して、積極的に制度の趣旨の説明に努めるとともに、災害時において支え合い体制をとれるよう災害時要援護者名簿登録を推進する必要があります。

■ 人材育成と福祉意識の醸成

福祉活動の体験、ボランティア講座等を通じた学ぶ機会づくりの促進やボランティア活動が持続できるようにボランティア活動の啓発活動により担い手の確保に努める必要があります。



- ・ 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

● 地域福祉に関する具体的な施策

■ 地域トータルケアシステムの構築

- 福祉サービスの基盤整備
- サービス利用を支援するシステムの構築
- 情報提供体制の整備
- ※ 重点的な取組事項

■ 地域トータルケアシステムの構築

- 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化
- 社会的孤立の防止
- 生活困窮者支援の推進

福祉サービスの基盤整備

- サービスの充実と質の向上
- 社会福祉に関連する事業の育成

サービス利用を支援するシステムの構築

- 相談体制の充実
- 相談・苦情対応の推進
- 権利擁護事業の推進

情報提供体制の整備

- 相談体制の充実



・重点的な取組事項等



■ 地域トータルケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもって生きられるように、支援が必要な人に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域トータルケアシステムの整備を推進します。

● 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業により、相談支援包 括化推進員を配置し、多職種による包括的な支援体制として、「まるごとよりそいネットワークもりおか」を構築します。また、困りごとまるごと相談会の開催などにより、身近な圏域において相談を受け止める体制の充実に取り組みます。

<まるごとよりそいネットワークもりおか>

盛岡市社会福祉協議会が中心となり、福祉相談のワンストップ化を推進しています。支援を必要としている人を支えるため、様々な分野の専門家と連携し、解決に向けて次の活動をしています。

① 日常生活での相談対応

どこに相談していいかわからない困りごとや悩みごとの相談を受け付けています。相談窓口は、盛岡市社会福祉協議会です。

② 個別ケース会議

1つの機関では解決が困難な課題に対し関係機関と連携した個別ケース会議を開催して、解決に向けての対応を行っています。

③ 困りごとまるごと無料相談会

様々な困りごと(ひきこもり、生活困窮、借金など)についての相談会を行なっています。

④ Book and Bookenergy in Morioka(ブック アンド ブックエナジー イン モリオカ)

「本のまち盛岡」の特徴を活かした取組です。ご家庭で読み終えた本を寄附いただき、クリーニング等の作業を経て、インターネットで販売しています。この事業は、障がいの有無にかかわらず、何らかの事情により、すぐには一般就労が難しい方が取り組む「中間就労」を目的とした事業です。

・共に支え合うことができる地域環境づくり

● 地域福祉に関する具体的な施策

- 協働による生活支援の体制の整備
- 地域における福祉活動の推進
- 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援
- 生活環境の整備
- ※ ■ 重点的な取組事項

■ 協働による生活支援の体制の整備

- 日常生活の支え合い体制の整備
- 災害時の支え合い体制の整備

□ 地域における福祉活動の推進

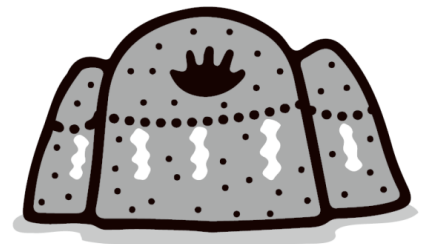
- 地域福祉活動への参加の促進
- 世代間交流の促進

□ 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

- ボランティア・NPO活動の支援
- 企業の社会貢献活動の促進

□ 生活環境の整備

- ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進



・重点的な取組事項等



■ 協働による生活支援の体制の整備

地区福祉推進会や町内会・自治会を中心に、地域住民との協働により、日常的な見守り活動や災害時の連携など地域の支え合い体制の整備を進め、地域福祉の増進を図ります。

● 日常生活の支え合い体制の整備

地域生活課題の解決のため福祉以外の様々な分野とも連携し、地域力強化推進モデル事業の実施などにより、継続的な取り組みができるような支え合い体制の整備を推進します。

● 災害時の支え合い体制の整備

避難行動要支援者情報提供同意者名簿登録が日常的な見守りにもつながることから名簿の登録を推進します。

<地域力強化推進モデル事業>

住民が身近な圏域において、主体的に地域課題を把握し、地域課題解決の担い手の養成を図るとともに、課題解決に向けた取り組みを支援する。市内3地区、みたけ地区、杜陵地区、築川地区でボランティアによる活動やマンションサミットなどを実施しています。

○ 杜陵地区

戸建住宅と集合住宅との交流が課題とあげられたことから、マンション管理会社や管理人等を対象にしたマンションサミットを開催しています。

○ みたけ地区

高齢者・子どもの居場所の創設が課題と挙げられたことから、ボランティア講座を開催。長期休業期間にサマー・ウィンタースクールを開催したほか、畑の提供を受け、畑づくりによる地域交流が行われました。

○ 築川地区

子育てサロンがなかったことから、子育てサロンの立ち上げや畑づくりを活用することにより多くの人が交流できる場となるよう事業を推進しています。

・地域福祉を担うひとづくり



● 地域福祉に関する具体的な施策

- 人材の育成
- 福祉意識の醸成
- ※ ■ 重点的な取組事項

■ 人材の育成

- 地域福祉活動に関連する人材の育成
- ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

□ 福祉意識の醸成

- 福祉教育の推進

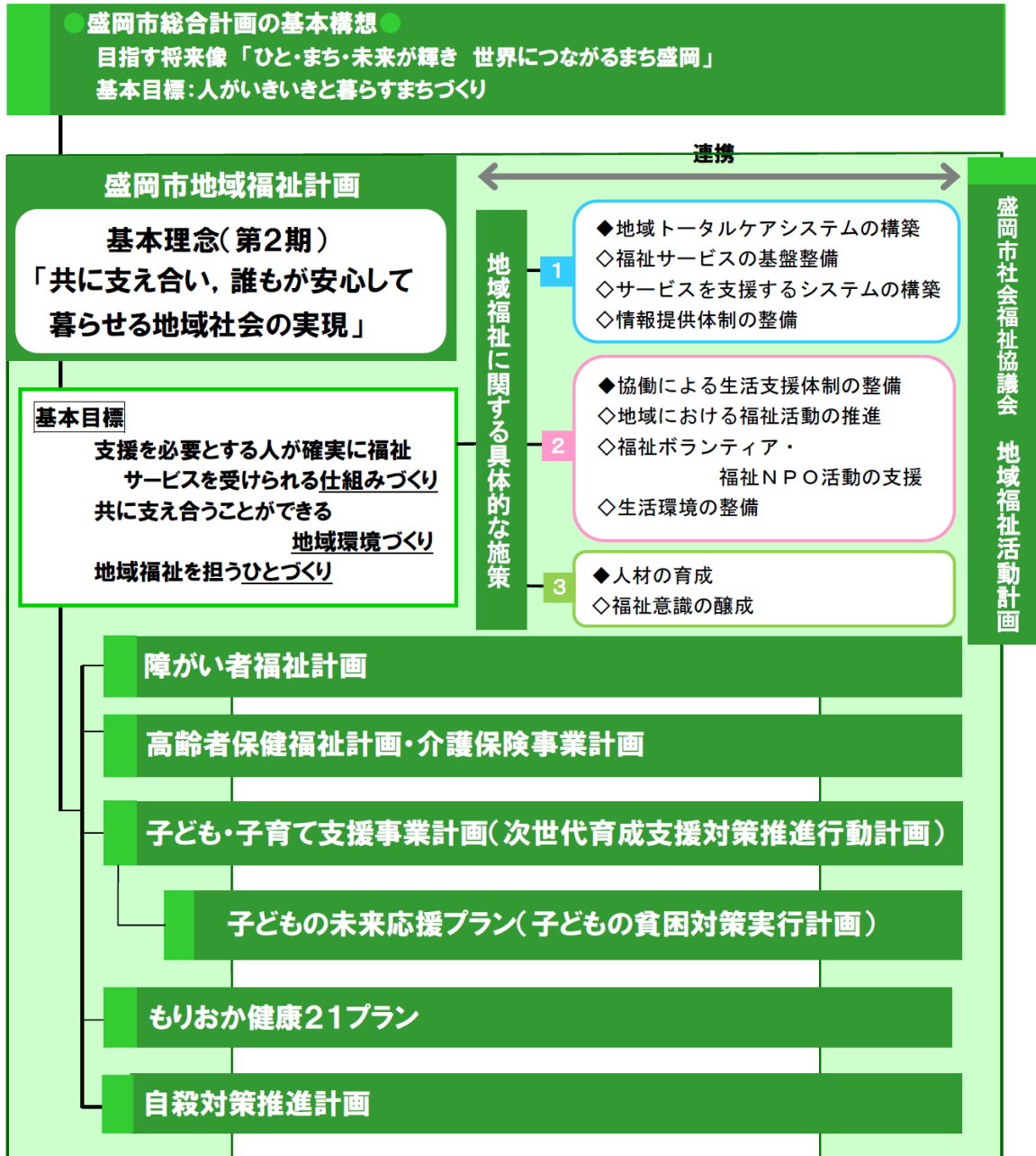
・重点的な取組事項等



■ 人材の育成

支援を必要とする人々が、適切なサービスが受けられるように地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉の担い手の育成を進めます。

・第2期地域福祉計画施策の体系イメージ図



障がい者、親子といった対象ごとの施策に関する個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各計画に基づいて推進します。地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念の計画とします。

盛岡市保健福祉部地域福祉課

令和2年（2020年）3月

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

電話 019-651-4111 F A X 019-622-6211